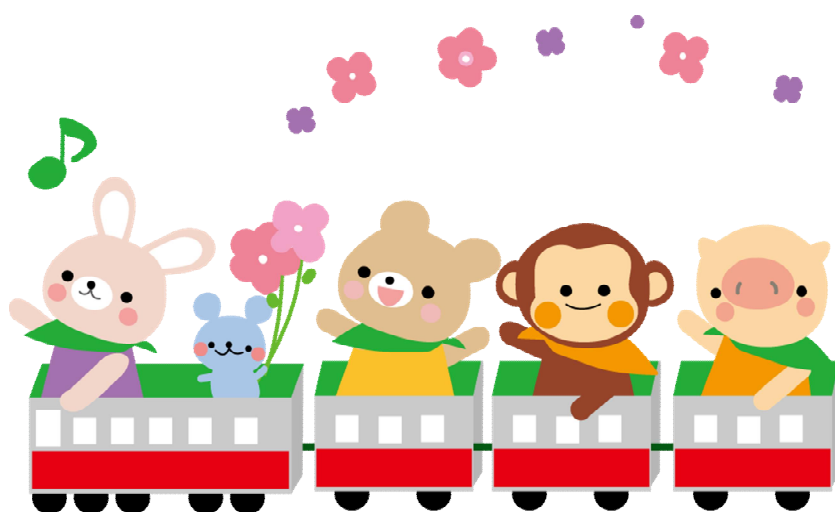


令和8年度 保育所・認定こども園 入所案内



〈目次〉

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 1. 保育施設等のご案内 | ・・・ 1 ページ |
| 2. 教育・保育給付認定及び入所条件等 | ・・・ 2 ページ |
| 3. 入所申込について | ・・・ 4 ページ |
| 4. 保育料（利用者負担額）及び給食費について | ・・・ 6 ページ |
| 5. 入所後の手続き | ・・・ 8 ページ |
| 6. 保育施設マップ | ・・・ 9 ページ |

松島町町民福祉課こども支援班
電話：022-354-5798

1 保育施設等のご案内

(1) 保育施設等の種類

施設類別	特徴	申込先
①保育所	0歳から就学前までのお子さんを対象に保育を行う施設です。利用には就労等で保育が必要とする事由に該当する必要があります。	松島町役場 こども支援班
②幼稚園	3歳から就学前までのお子さんを対象に幼児教育を行う施設です。利用にあたっての条件はありません。	各施設
③認定こども園	0歳から就学前までのお子さんを対象とし、教育と保育を一体的に行う施設です。保育所部分の利用条件は①と同様で、幼稚園部分は②と同様です。	【保育所部分】 こども支援班 【幼稚園部分】 各施設

(2) 保育施設一覧

松島町内の保育施設の一覧は次のとおりです。

各保育施設は、日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

施設名 (種別)	定員	運営 形体	所在地	電話番号	最大 保育時間	対象 年齢
高城保育所 (認可保育所)	120	公立	磯崎字白坂 25-4	354-2509	7:00 ～19:00	6ヶ月 から
認定こども園 松島めぶきの森 (認定こども園)	90	私立	根廻字人筈 26-48	352-4340	6:30 ～21:00	6ヶ月 から

※認定こども園の定員は保育部分の人数です。

2 教育・保育給付認定及び入所条件等

(1) 教育・保育給付認定

保育施設や幼稚園を利用する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定は、入所決定とは別に町が行う認定で、保育の必要性の有無と年齢に応じて以下の表の3つの区分が設けられており、認定された区分により施設を利用できます。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で幼稚園等での教育を希望するお子さん	幼稚園、 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などの理由により、保育を必要とするお子さん	保育所、 認定こども園（保育所部分）
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などの理由により、保育を必要とするお子さん	保育所、 認定こども園（保育所部分）

(2) 保育の必要量について

2号及び3号認定は、保護者の就労状況等により、「**保育標準時間（11時間）**」と「**保育短時間（8時間）**」に区分されます。区分ごとの保育時間及び延長保育時間の設定は下記のとおりです。延長保育を利用する際は、各施設に直接申し込みが必要となります。なお、延長保育料については施設ごとに異なりますので各施設にご確認ください。

(3) 各保育所等の保育時間

施設名	認定区分	保育時間	延長保育	特別延長保育
高城保育所	保育標準時間	8:00～16:00	7:30～8:00 16:00～18:00	7:00～7:30 18:00～19:00
	保育短時間			
認定こども園 松島めぶきの森	保育標準時間	7:00～18:00	6:30～7:00 18:00～20:00	20:00～21:00
	保育短時間	8:00～16:00	6:30～8:00 16:00～20:00	—

保育時間は、原則として勤務形態・勤務時間等に合わせた利用となります。保育認定区分の保育時間はあくまで「**保育上限時間**」であり、就労時間等や家庭の実態に合わせてご利用いただくことになります。

（４）入所（園）条件

児童の保護者や同居の親族その他の人が、次の入所条件のいずれかに該当するため、児童を保育することができないと認められた場合に限りです。そのため、集団に慣れさせるといった理由のみの入所はできません。

■ 入所条件

入所理由	内容
① 就労	保護者が会社や自宅を問わず、月６０時間以上働いている（おおむね１日４時間以上、月１５日以上）
② 妊娠・出産	保護者が出産前後である（産前８週、産後８週）
③ 疾病・障害	保護者が病気、負傷、心身に障害がある
④ 介護等	親族の介護、看病にあたっている
⑤ 災害復旧	火災、風水害、地震等により復旧にあたっている
⑥ 求職活動	保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っている。 ただし、入所決定期間は９０日となり、期間の更新は出来ません。
⑦ 就学	保護者が就学（職業訓練学校を含む）している
⑧ 育児休業	育児休業取得時に、すでに保育を利用する児童がいて継続が必要な場合
⑨ その他	町長が特に必要と認める場合①～⑧までと同様の状態にある場合。

3 入所申込について

(1) 必要書類

① 教育・保育給付認定申請書

② 保育所等入所申込書

③ 入所児面接調査票

④ 保育出来ない状況を証明する書類

(父母及び 65 歳未満の同居の親族(世帯分離を含む)分) ※1

■ 証明書類

事由	必要書類	備考
就労	就労証明書	自営業の方は、確定申告書の写しも添付してください。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	母親氏名と出産予定日が分かるページの写しを提出してください。
疾病、障害	診断書や障害者手帳等の写し	診断書には「治療期間」と「〇〇の疾病のため、家庭保育が困難」等と記載してください。障害者手帳は、等級が確認できるページの写しを提出してください。
介護等	診断書や療養計画書等	
求職活動	入所 3 ヶ月以内に就労証明書	—
就学	在学証明書及び授業のカリキュラム	—

⑤ 市町村民税課税(非課税)証明書【該当者のみ】 ※2

※1 同居家族の就労証明書等は入所の優先順位判定に使用するものです。

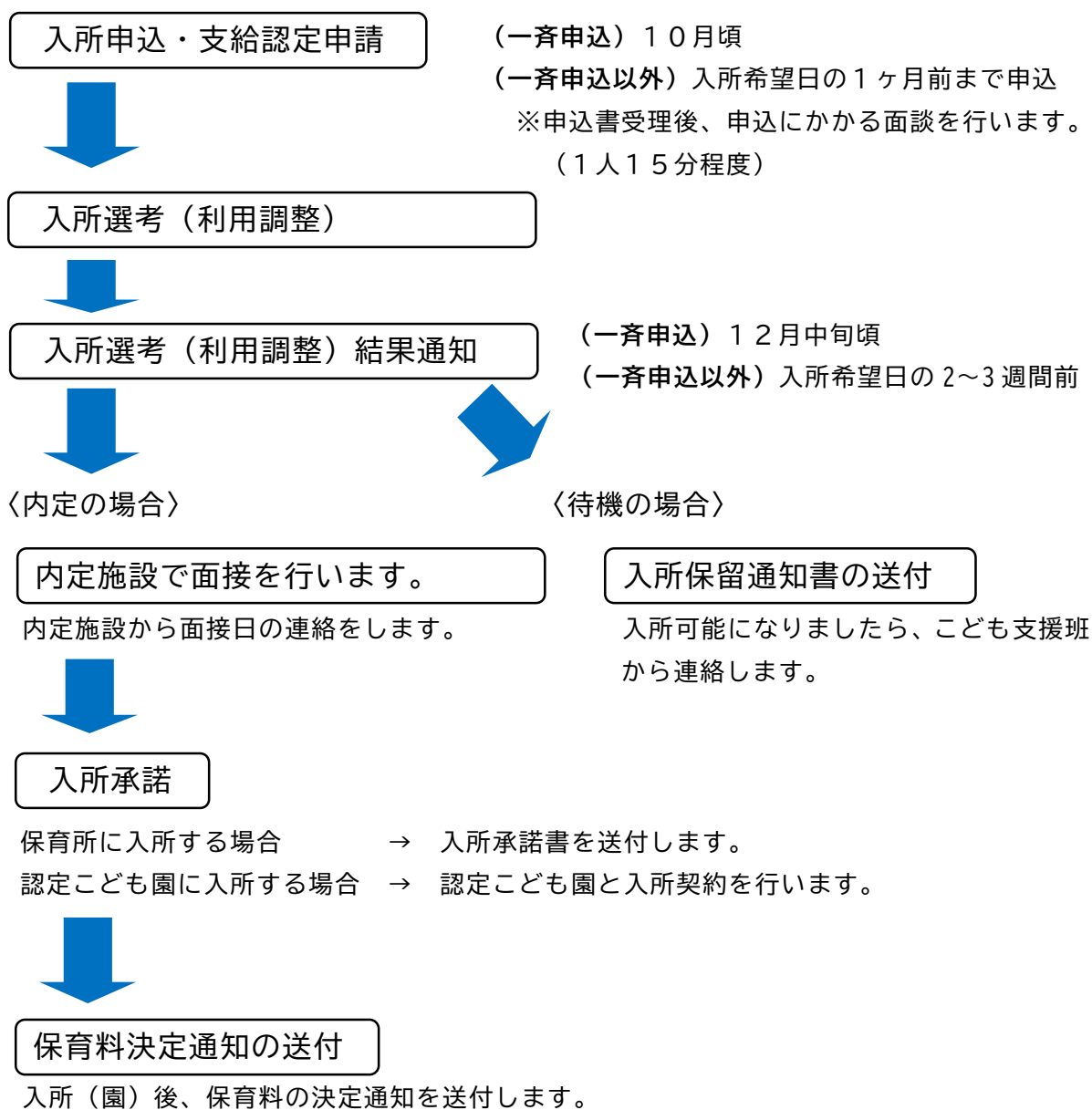
※2 令和7年1月2日以降に松島町に転入した方は、下記の表により課税(非課税)証明書を提出してください。(取得方法等については、証明書発行先の市町村にお問い合わせください。)

令和8年4月1日～令和8年8月31日までに入所	令和7年1月1日住所地より
令和8年9月1日～令和9年3月31日までに入所	令和8年1月1日住所地より

■ 市町村民税の申告がない場合

未申告の方は速やかに申告をお願いします。所得がない等の理由で申告が不要な方でも、市町村民税の申告手続きをしていただきますようお願いいたします。家族の扶養となっている方は申告不要です。

《 入所申込みから入所承諾までの主な流れ 》



- 保育所等入所申込書を受理後、家庭状況等を総合的に判断し、保育の必要性の高い家庭から優先的に入所を決定します。
※入所の申込順だけで入所を決定するわけではありません。
- 選考の結果、希望する保育施設が空いていない場合は、希望の保育施設が空くまでお待ちいただくか、空いている保育施設への入所となります。

4 保育料（利用者負担額）及び給食費について

（１） ３～５歳児の保育料について

幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償となります。

（年度の途中で３歳になったお子さんは翌年度から対象となります。そのため、保育支給認定が３号認定から２号認定へ切り替わった場合も、保育料に変更はありません。）

（２） ０～２歳児の保育料の決定について

利用者負担額基準額表（７ページ）により、４月から８月分までが令和７年度の市町村民税所得割額、９月以降が令和８年度の市町村民税所得割額によって決まりますので、一律ではありません。

保育料は、児童福祉法により保護者に負担していただくもので、入所（園）と同時に納付義務が生じます。

※ 父母の市町村民税が非課税の場合、祖父母が家計の主宰者とみなし、祖父母の市町村民税額が合算される場合があります。（世帯分離を含む）

※ 住宅借入金等特別控除及び配当控除、寄附金税額控除等を受けている方は、控除前で所得で算出します。

（３） 保育料の軽減について

① 多子世帯

同一世帯から２人以上の児童が保育所、認定こども園等に入所している場合、２人目は半額、３人目からは０円になります。

市町村民税所得割額が５７,７００円未満の世帯の場合は、保護者と生計が同一の子等※であれば、年齢に関わらず上から順に第１子、第２子として数え、第３子以降の児童の保育料は０円となります。

② ひとり親世帯・障がい者世帯

ひとり親世帯・障がい者世帯で、表２に該当する場合は保護者と生計が同一の子※等であれば、年齢に関わらず、上から順に第１子、第２子として数え、第１子については表２の利用者負担額が適用され、第２子以降の児童の利用者負担額は０円となります。

注）生計が同一の子について

保護者と監護し、生計が同一の子や孫等（保護者が監護していた子どもが成長し、成年に達した場合も含む。）であれば年齢に関わらず対象となります。進学等で別居している児童がいる場合も、仕送り等の生計維持が確認できれば、同一世帯として扱います。

表1 利用者負担額基準額表

階層区分	階層認定の基準	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C	市町村民税所得割額 48,600 円未満	15,100	14,800
D1	市町村民税所得割額 69,000 円未満	21,000	20,600
D2	市町村民税所得割額 83,000 円未満	23,300	22,900
D3	市町村民税所得割額 97,000 円未満	26,000	25,500
D4	市町村民税所得割額 114,000 円未満	32,000	31,400
D5	市町村民税所得割額 141,000 円未満	35,000	34,400
D6	市町村民税所得割額 169,000 円未満	42,000	41,200
D7	市町村民税所得割額 221,000 円未満	47,500	46,600
D8	市町村民税所得割額 301,000 円未満	55,000	54,000
D9	市町村民税所得割額 301,000 円以上	58,000	57,000

表2 利用者負担額徴収基準額(ひとり親世帯・障がい者世帯)

【市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯】

ひとり親世帯・障がい者世帯における第1子児童の利用者負担額(月額)			
階層区分	階層認定の基準	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
C	市町村民税所得割額 48,600 円未満	7,050	6,900
D1	市町村民税所得割額 69,000 円未満	9,000	9,000
D2 の一部	市町村民税所得割額 77,101 円未満	9,000	9,000

(4) 各種費用負担について

3～5歳児の給食費やその他行事費等などは保護者負担となります。金額や納入方法は施設によって異なります。

ただし、次に該当する方は、副食費が免除となります。

【副食費免除対象者】

- ・市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯[A から D1 階層の一部（ひとり親世帯は 77,101 円未満[A から D1 階層及び D2 階層の一部]）のお子さん
- ・全階層の第3子以降のお子さん

※第3子以降とは、就学前児童を上から数えて3番目以降のお子さんです。

※副食費には、おかずや牛乳、おやつ代が含まれます。

※0～2歳児の給食費は、保育料に含まれています。

保育料・給食費の納入について

高城保育所に入所している場合は町へ納入していただきます。納入方法は口座振替と納付書納付があります。納期限は毎月月末（12月と3月は25日）です。町では納め忘れが少なく、便利な口座振替をおすすめします。口座振替の手続きは各金融機関でお願いします。

認定こども園松島めぶきの森に入所している場合は施設へ直接納入するため、施設の案内に従ってください。

5 入所後の手続き

保育施設入所後に、申請内容等に変更があった場合は下記のとおり届出してください。内容によって、添付書類が必要となる場合があります。

様式	状況	提出先
教育・保育給付認定変更申請書 (様式第15号)	世帯員の増減、就労状況の変更（転職、勤務日数や勤務時間の変更等）、保育を必要とする事由の変更があった場合	利用施設
退所（園）届	保育施設を退所（園）する場合	

■ 保育施設マップ

